

人権デューディリジェンスへの取り組み

■ 日産の人権尊重に関する基本方針

日産は、「国連グローバル・コンパクト」の参加企業として、世界人権宣言（UDHR）、市民的および政治的権利に関する国際規約（ICCPR）、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（ICESCR）、国際労働機関（ILO）の労働における基本的原則および権利に関する宣言（ILO 中核的労働基準）に記載された人権を尊重することをコミットします。国連の「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs：UN Guiding Principles on Business and Human Rights）」に則り、日産の事業活動から生じ得る人権への悪影響を積極的に防止するために、日産では2017年6月に「日産の人権尊重に関する基本方針」（初版）を作成し公開、2021年7月に同方針を改訂しました。この改訂された方針のもと、私たちは、コーポレートパーパス「人々の生活を豊かに。イノベーションをドライブし続ける。」の実現に向けて、企業としての責任を果たし、ミッションを実践して、事業活動を行うとともに、人権尊重への取り組みを進めています。

■ 2021年度の人権デューディリジェンスへの取り組み

1. デューディリジェンスのプロセス

日産は、2019年度から当社の拠点*において人権に関するアセスメントを実施しています。

2021年度は、人権に関する調査票を用いて自己評価し、その結果に基づいて、外部NPO団体の協力を得て、人権デューディリジェンスを実施しました。なお、上記外部NPO団体によるデューディリジェンスは、ILOやOECDによる国際的な基準、および日産グローバル人権ガイドライン等に基づいて実施しました。

2. 2021年度の調査結果

本年度は米国（AMERICAS リージョン）に対して人権デューディリジェンスを実施しました。調査結果が最終化され次第、改めて内容につき開示いたします。

3. 今後の取り組み

2022年度以降も当社の主要拠点に対し、人権デューディリジェンスへの取り組みを継続して実施してまいります。

*2019年度は南アフリカ（AMIEO リージョン）、2020年度はタイ（JAPAN-ASEAN リージョン）で実施